

原 発 本 第 2 2 8 号

令 和 2 年 3 月 2 4 日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役 池 辺 和 弘  
社長執行役員

玄海原子力発電所第2号機第23保全サイクル  
定期安全管理審査申請書の取り下げについて

平成22年12月24日付け原発本第205号により申請(平成24年4月3日付け原発本第8号、平成26年5月14日付け発本原第27号、平成28年3月2日付け発本原第283号、平成28年4月20日付け発本原第9号、平成29年4月20日付け原発本第14号、平成29年5月11日付け原発本第36号、平成29年8月28日付け原発本第103号、平成30年7月6日付け原発本第126号、平成31年4月26日付け原発本第23号で申請書の記載内容変更)しました玄海原子力発電所第2号機第23保全サイクル定期安全管理審査申請につきましては、以下の理由により取り下げることと致します。

玄海原子力発電所第2号機については、令和元年9月3日付け原発本第84号をもって核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項の規定に基づく発電用原子炉施設廃止措置計画認可申請を原子力規制委員会殿に対して行い、令和2年3月18日に認可されました。

これに伴い、定期事業者検査が終了となり定期安全管理審査を受ける必要がなくなることから、前記定期安全管理審査申請について取り下げることと致しますのでよろしくお取り計らい願います。